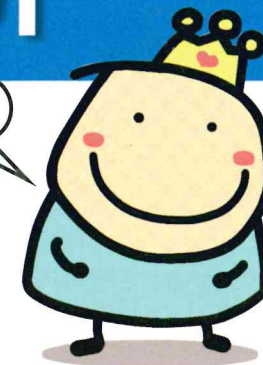


# 南区地域福祉交流ラウンジのご紹介

みなさまのご利用をお待ちしております。



相模原市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター

にこまる

## 【南区地域福祉交流ラウンジの運営】

ラウンジは、地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会などで構成される「ラウンジ運営連絡協議会」及び南区内の福祉団体等で構成される「ラウンジ運営委員会」によって運営する事業などを実施します。

**ご利用日** 全日利用可  
(12月29日～1月3日及び保守点検日を除く)

**ご利用時間** 9:30～21:30

**貸出施設** 活動室・作業室

**料金** 無料

ご利用には、事前の団体登録が必要です。  
ご予約は3カ月前から1週間前まで可能です。

## ●施設図



活動室



受付



談話コーナー



## ●設備品

- ・コピー機 (有料)
- ・印刷機 (有料)
- ・ホワイトボード
- ・ノートパソコン2台
- ・プロジェクター1台
- ・80型ワイドスクリーン1台

## ●ご利用時間の区分

午前の部	9:30～12:00
午後の部1	13:00～15:00
午後の部2	15:00～17:00
夜間の部	18:00～21:30
最大2日間を終日利用可とします	

※午後の部1を利用する場合、貸出時間10分前に活動を終了し、次の団体の利用が始まる(15時)5分前に退出していただきます。

※申込時、他に利用がない場合は午後の部1と2の連続した予約が可能とします。

## 「ご利用は登録が必要です。」

ラウンジに登録できる団体とは、地域住民の福祉向上を目的に設立され、南区を中心に活動する団体を言い、概ね5人以上で構成された次の団体になります。

- (1) 南区内において福祉活動を行うボランティア団体
- (2) 南区内の障害・高齢・児童などで福祉課題のある当事者団体
- (3) 南区内の社会福祉施設、福祉に係る教育施設等
- (4) 南区内の各地区社会福祉協議会及び各地区民生委員児童委員協議会
- (5) その他、運営委員会委員長が特に認める団体

※利用にあたって

- ①ラウンジ運営に協力ができ、利用規則が守れる団体
- ②常に整理整頓に努め、活動上発生したゴミを持ち帰る等利用責任を果たすことができる団体

## 登録できない団体

- (1) 思想、宗教、政治活動を伴う活動を行う団体
- (2) 営利を目的とする活動を行う団体

※障害者作業事業所・地区社協等福祉バザー・福祉チャリティー等の事業を除きます。

## その他の必要書類

登録に当たっては、登録申請書とともに次の書類を添付していただきます。

- (1) 会則
- (2) 年間事業計画
- (3) 予算書
- (4) 会員名簿